

# 東郷町基金管理方針

施行：令和4年9月

## 1 はじめに

本町の保有する基金については、目標とすべき積立額、運用方針、課題等をまとめ、統一的な見解のもとでの中長期的な財政運営に資することを目的として、平成27年度に東郷町基金積立方針（以下「積立方針」という。）を定めた。

その後、平成28年度及び令和3年度に改定し、計画的に基金の積立てを行ってきたところであるが、安定的な財政運営や、東郷町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づく公共施設の長寿命化対策等に係る費用を平準化するため、積立てのみでなく、取崩しについても方向性を示す必要がある。

こうしたことから、積立方針を改定し、積立て、取崩しを含めた複合的な基金管理の方針を定める。

### 【現在の基金残高】

（単位：円）

基金の種類		R2年度末	R3年度末	R4年6月末(※)
一般会計	1 財政調整基金	1,092,198,930	1,333,844,720	1,981,108,320
	2 減債基金	464,817,013	727,154,056	727,154,056
	3 公共施設整備基金	309,440,177	902,314,374	902,314,374
	4 東郷町立図書館整備基金	3,072,494	3,073,932	3,073,932
	5 地域福祉基金	183,879	183,879	183,879
	6 土地開発基金	101,638,333	101,697,873	101,697,873
	7 森林環境譲与税基金	5,170,000	1,484,000	5,884,000
	8 新型コロナウイルス感染症対策基金	200,000,000	200,000,000	100,000,000
小計		2,176,520,826	3,269,752,834	3,821,416,434
特別会計	1 国民健康保険財政調整基金	91,136,131	92,854,362	52,854,362
	2 国民健康保険東郷診療所財政調整基金	71,071,735	76,646,632	91,293,081
	3 介護給付費準備基金	73,202,535	154,018,089	122,699,089
小計		235,410,401	323,519,083	266,846,532
合計		2,411,931,227	3,593,271,917	4,088,262,966

※予算額を含めた残高となるため、実際の残高と異なる場合があります。

## 2 対象基金

今後の安定的な財政運営や公共施設の長寿命化対策等に資する基金として、本方針では、財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金について、複合的に考慮した管理方針を定め、その他の基金については、基金の性質を理由として、具体的な方針は定めず、基本的な方針のみ示すこととする。

## 3 方針の見直し

社会情勢や本町の財政状況など環境の変化に対応するため、おおむね3年毎に見直しを行うこととする。

#### 4 基金の活用

##### (1) 財政調整基金

###### ア 基本方針

財政調整基金は、年度間の財源調整及び財政需要への対処に必要な財源を確保することを目的とした積立基金である。

過去5年間の年度末残高は、概ね10億円程度を保持し、安定的な財政運営を行ってきたことから、今後も、各年度末の残高を概ね10億円程度確保できるよう積立て、取崩しを行う。

(単位：百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
年度末残高	1,093	1,188	1,129	1,092	1,334

###### イ 積立方針

決算剰余金及び補正予算により積立てを行う。

決算剰余金については、東郷町財政調整基金の設置及び管理に関する条例第3条に基づき決算剰余金の2分の1以上を積み立てる。

ただし、過去の推計から毎年12月以降に補正予算の財源調整により、1億円程度、基金残高が増額する傾向にあることから、毎年9月末時点で残高目安を9億円とし、それを超える額については、減債基金への積立て又は公共施設整備基金への予算積立を検討する。

###### ウ 取崩方針

予算編成に伴う財源調整として取崩しを行うが、大規模災害等の不測の事態や繰替運用に備え、年度末残高を概ね10億円程度確保できるよう取崩しを行う。

また、年度末残高が10億円を超える見込みの場合は、10億円を超える額について、中長期的な財政需要を考慮した上で、他基金への積立てを検討する。

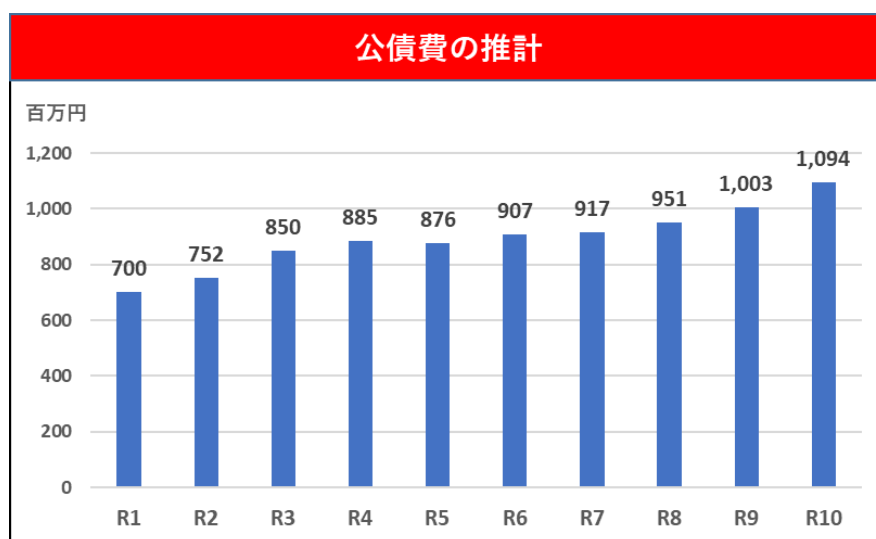
## (2) 減債基金

### ア 基本方針

減債基金は、公債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保することを目的とした積立基金である。

セントラル開発や小中学校空調設備整備工事等に係る借入の償還が令和3年度から本格化していることに加え、総合管理計画に基づく公共施設等の整備により、公債費の増加が見込まれる。

こうしたことから、財政運営の弾力性を示す公債費負担比率（一般財源総額に占める公債費の割合）に留意しつつ、計画的に積立て、取崩しを行う。



### イ 積立方針

決算剰余金及び補正予算により積立てを行う。

基本方針に基づき積立てを行うが、決算剰余金については、財政調整基金の残高推移を考慮し積立てを行う。

### ウ 取崩方針

経済状況の著しい変動等により財源が不足する場合は、基本方針及び財政調整基金の残高推移を考慮し取崩しを行う。

なお、令和3年度に発行した臨時財政対策債のうち226,811千円については、後年度の償還財源として、当該年度中に普通交付税が交付され、その全額を本基金に積み立てていることから、据置期間が満了する令和7年度から取崩しを行う。

### (3) 公共施設整備基金

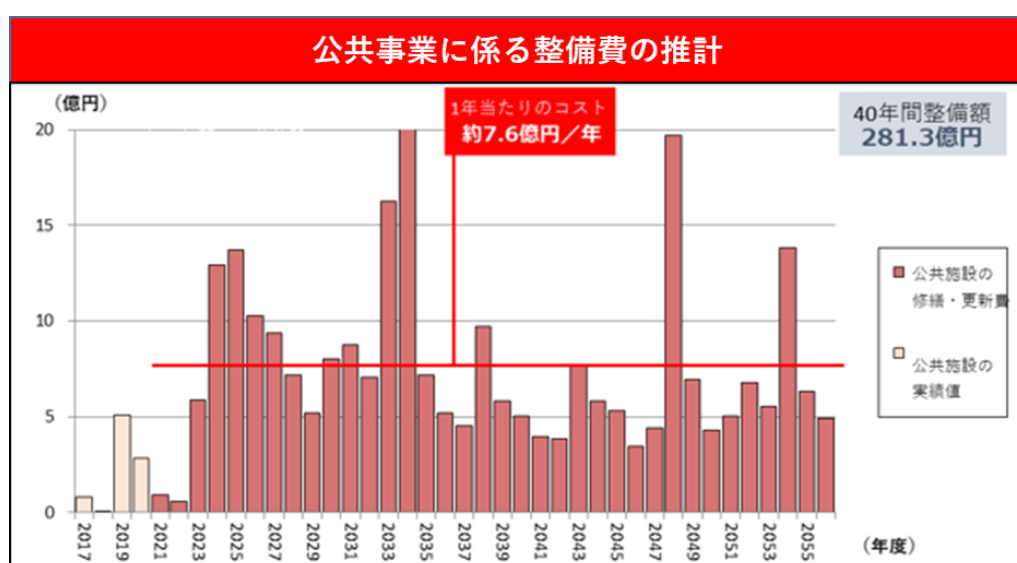
#### ア 基本方針

公共施設整備基金は、公共施設の整備に必要な財源を確保することを目的とした積立基金である。

公共施設の整備費については、国庫補助金等や地方債を活用し財源を確保するが、これらを除く一般財源分については、本基金を活用する。

総合管理計画の計画期間（40年間）に必要とする公共施設の整備費は、年間約7.6億円であり、そのうち一般財源分は約6千万円となる。また、過去10年間の一般財源分の平均額は、年間約4千万円である。

このため、多額の整備費が必要となる年度においても財源を確保できるよう、一般財源が概ね5千万円を超える場合に、5千万円を超えた一般財源分について、取崩しを行い、今後の取崩額を考慮した上で積立てを行う。



#### イ 積立方針

総合管理計画の対象期間である令和38年度まで基本方針に基づいて取崩しを行えるよう、取崩しとのバランスを考慮して積立てを行い、概ね6億円程度の残高を確保する。

なお、普通財産の売却収入については、上記にかかわらず、その全額を積み立てる。

#### ウ 取崩方針

基本方針に基づいて取崩しを行うが、地方債の活用状況によって、地方債を発行しない公共施設等の整備費への充当も検討する。

#### (4) その他の基金

##### ア 東郷町立図書館整備基金

町立図書館整備の充実に際し、図書館内の図書等の購入を目的とした積立基金である。

図書館の運営管理は、指定管理で実施しており、蔵書を大幅に増やす予定はないため、当面は現状運用とするが、必要に応じて基金を廃止し、学校及び保育園の図書等の充実に充てることも検討する。

##### イ 地域福祉基金

地域福祉の推進に必要な財源を確保することを目的とした果実運用型基金である。

当面は現状運用とするが、本基金は、残高が少なく果実運用型基金の目的の一つである運用益が見込めないことから、国の動向や他団体の状況を研究し、存続すべきか検討する。

##### ウ 土地開発基金

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的とした定額運用基金である。

土地を先行取得する際に活用する性質の基金であることから、当面は現状運用とする。

##### エ 森林環境譲与税基金

森林の整備、木材利用の促進等に必要な経費の財源に充てることを目的とした積立基金である。

森林環境譲与税を一時的に積み立てる性質の基金であることから、木材利用の促進等を行う事業を執行する際に基金からの取崩しを行う。

##### オ 新型コロナウイルス感染症対策基金

新型コロナウイルス感染症の対策に関する事業の財源を確保することを目的とした積立基金である。

新型コロナウイルス感染症の対策事業に充てるための財源であり、時限措置的な基金であることから、新型コロナウイルス感染症の収束後の廃止時期については、状況を鑑みて検討する。

##### カ 国民健康保険財政調整基金

国民健康保険事業の財源調整を目的とした積立基金である。

前年度の決算剰余金が生じたときに、当該年度の補正予算を編成せず、そのまま積み立て、取崩しは、国民健康保険特別会計の財源不足が生じたときに行う。

なお、積み立てについては、予算計上を編成し積み立てることもできるものとする。

キ 国民健康保険東郷診療所財政調整基金

東郷診療所の運営又は改築等の建設資金に充てることを目的とした積立基金である。

前年度の決算剰余金が生じたときに、当該年度の補正予算を編成せず、そのまま積み立て、取崩しは、国民健康保険東郷診療所特別会計の財源不足が生じたときに行う。

なお、医療機器に係る経費も本基金からの取崩しで対応するが、大規模な施設整備が必要なときは、基金からの取崩しではなく一般会計からの繰出も検討する。

ク 介護給付費準備基金

介護保険事業の健全かつ円滑な運営を図ることを目的とした積立基金である。

前年度の決算剰余金が生じたときに、剰余金の範囲内で予算計上を編成し積み立て、取崩しは、介護保険特別会計の財源不足が生じたときに行う。